

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営環境や経営課題の変化に柔軟に対応することで、「利益ある成長」を実現し、継続的な企業価値の向上を目指しております。また、リスク管理の強化と、透明性の確保が極めて重要であると認識しており、コンプライアンスの徹底を図るとともに自浄能力の強化に努めております。具体的なガバナンス体制としては、当社は監査役制度を採用しており、取締役会、監査役会を通じて経営リスクに関するモニタリングを行っております。内部監査部門としては監査室を設置し、当社及びグループ関連会社の業務監査及びJ-SOX監査を実施しております。加えて、投資家へのIR活動を活発に行うことにより、公平で透明性のある情報開示にも注力しております。これらにより、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保し、当社及びグループ会社において経営管理組織の充実を図ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社光通信	3,677,100	31.33
畔柳 誠	1,672,100	14.25
株式会社ハローコミュニケーションズ	1,290,000	10.99
平崎 敏之	619,300	5.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	395,800	3.37
エフティコミュニケーションズ従業員持株会	220,800	1.88
村田機械株式会社	165,400	1.41
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	157,500	1.34
志野 文哉	142,200	1.21
根岸 欣司	135,900	1.16

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

株式会社光通信 (上場:東京) (コード) 9435

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 JASDAQ

決算期 3 月

業種 卸売業

直前事業年度末における(連結)従業員数 1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大塚 隆直	他の会社の出身者		○	○				○	○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大塚 隆直		——	大塚隆直氏は、他社において社外取締役を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営監督及び経営全般に対する助言をいただくことによって当社のコーポレートガバナンスの強化に向け、社外取締役としてご尽力いただくことを目的に招聘いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名

監査役の人数	3 名
--------	-----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と定期的な情報・意見の交換を行うとともに、監査結果の報告を受けるなど緊密な連携をとっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
半田 茂	税理士													
隈部 泰正	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
半田 茂	○	独立役員	半田茂氏は、税理士として培われた専門的な知識と見識を有しており、当社の監査体制強化に向け、社外監査役としてご尽力いただくことを目的に招聘いたしました。 なお、半田茂氏は、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しております。
隈部 泰正		――	隈部泰正氏は、弁護士として培われた専門的な知識と見識を有しており、当社の監査体制強化に向け、社外監査役としてご尽力いただくことを目的に招聘いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の企業価値向上への貢献意欲や士気を高め、より一層株主の利益を重視した事業展開を図ることを目的とし、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明

当社および当社の子会社の取締役、監査役、執行役員および使用人ならびに当社取引先および当社取引先の役職員のうち、当社の取締役会が認めた者。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

第30期の取締役の年間報酬総額は、347百万円(うち社外取締役 一百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、職責に応じた定額報酬(月額固定)、賞与及び中・長期インセンティブとしてのストックオプションにて構成されております。なお、定額報酬及び賞与につきましては、株主総会にて承認いただいた年間総額600百万円の枠内で支給するものとしております。また、各取締役の支給額については、取締役会の授權を受けた代表取締役社長が各人の所管する部門の業績等を総合的に勘案のうえ決定し、取締役会へ報告しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の開催に際しての事前資料配布や説明など社外取締役及び社外監査役に対する情報伝達については、コーポレート統括本部が担当しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

現状の体制は、添付しておりますコーポレート・ガバナンス模式図のとおり、取締役会を中心に、監査役会、会計監査人、監査室(業務監査、J-SOX担当)、コンプライアンス委員会、特別コンプライアンス委員会、弁護士等の連携によるガバナンス体制を構築しております。具体的な状況につきましては、以下のとおりです。

(取締役会)

取締役会は、議長であります代表取締役社長1名、代表取締役会長1名及び取締役6名(うち社外取締役1名)の計8名で構成されております。毎月1回定時取締役会の開催に加え、必要に応じて随時開催しております。取締役会においては、十分な議論を尽くし、迅速な経営判断と客観性の高い経営監督機能の発揮に努めております。

(監査役会)

当社は監査役会制度を採用しており、常勤監査役1名と非常勤である社外監査役2名の計3名で構成されております。原則として毎月1回監査役会を開催し、情報交換による監査の実効性を高めております。

(経営戦略会議・グループ経営会議)

経営戦略会議は、常勤役員で構成されており、原則として月2回開催しております。取締役会へ付議する事項を含む経営上の重要事項について、その内容や目的・効果など多角的な視点から審議し、代表取締役に対して諮問を行うことにより、経営意思決定の効率化・迅速化を図っております。

グループ経営会議は、当社代表取締役、管理部門部長、当社グループ関連会社の代表取締役及び事業部長で構成されており、原則として月1回開催しております。各グループ会社からの業務執行状況の報告等を通じて、各グループ会社に対する監督を行うとともに、当社グループとしての一体感を醸成する場としても機能しております。また、常勤監査役は、経営戦略会議及びグループ経営会議にオブザーバーとして出席し、適宜質問を行うとともに、その会議での議論の内容等を監査役会にて報告し、各監査役との情報交換をすることにより、監査の実効性を高めております。

(コンプライアンス委員会)

コンプライアンス委員会は、当社グループのコンプライアンスに関する事項についての報告、協議する常設委員会であります。平成22年1月に当社グループが制定した「経営理念」及び「行動指針」、ならびに平成24年10月に制定した「エフティコミュニケーションズグループ役職員行動規範」を具現化し、企業風土として法令遵守及び企業倫理の定着を図っていくことを目的としております。

(特別コンプライアンス委員会)

特別コンプライアンス委員会は、取締役会ならびに代表取締役及び業務執行取締役等業務執行部門に対する外部からの監視及びコンプライアンス上の問題点を指導する機関であります。当委員会は、社外委員である弁護士2名で構成され、事務局として法務室がその運営の補佐をしております。

具体的には、同委員会を毎月1回開催し、業務執行部門から提出された資料の査閲や取引先調査に関する資料のサンプリング調査等を通じて第27期内部統制報告書上にて開示した8つの是正項目の履行確認を行っております。

また、当社グループにおいてコンプライアンス上の問題が発生した場合には、同委員会事務局である法務室が特別コンプライアンス委員会に報告し、同委員会の勧告等を通じて是正措置を講じていくことにより、コンプライアンスリスク顕在化の未然防止を図っております。

（弁護士等外部の専門家）

当社は、法律事務所と顧問契約を締結し、重要な法的判断やコンプライアンス上の問題点について適宜助言を受けられる体制を構築しております。税務関連業務に関しましては外部専門家と契約を締結し、必要に応じてアドバイスを受けております。

内部監査及び監査役監査の状況

（監査役監査）

監査役監査として監査役会を設置し、常勤監査役1名と非常勤である社外監査役2名の計3名で構成されております。なお、監査役小檜山義男氏及び半田茂氏は以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

・小檜山義男氏は、当社の経理部において通算9年以上にわたり経理・決算関係業務に従事しておりました。

・半田茂氏は、税理士の資格を有しております。

（監査室）

内部監査部門として代表取締役社長直属の監査室（専任者4名）を設置し、従業員の職務執行につき業務監査及び内部統制監査を定常的に実施し、内部統制機能の向上を図っております。

監査役は、監査役会にて定めた監査の方針等に則り、取締役会のほか、経営戦略会議等の重要な会議に出席し、経営及び業務全般の状況を把握するとともに、各種重要書類の閲覧・調査を行うなど、取締役の職務執行を常時監視できる体制をとっております。

また、監査役は、監査室及び会計監査人と定期的な情報・意見の交換を行うとともに、監査結果の報告を受けるなど緊密な連携をとっております。

（社外取締役及び社外監査役）

当社の社外取締役は1名であります。社外取締役である大塚隆直氏は、株式会社光通信の執行役員社長室長であります。なお、株式会社光通信は当社の親会社であり、当社は同社との間で「資本提携及び業務提携に関する基本合意書」及び「資本提携契約書」を締結しております。当社の社外監査役は2名であります。社外監査役2名と当社との間には人的関係、資本的关系及び取引関係その他特別な利害関係はありません。

社外取締役及び社外監査役は、中立的・客観的な立場から取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言・提言を頂くこと等により、経営の監視機能を高める役割を担っております。

当社においては、社外取締役または社外監査役を選任するための独立性に関する判断基準または方針は特に定めてはおりませんが、選任に当たっては、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

社外取締役及び社外監査役は、常勤監査役と適宜必要な意見交換を行うとともに、取締役会等に参加し、取締役に対して適宜質問を行うことにより独立した立場から取締役の業務執行の監督を行っております。また、監査室及び会計監査人並びに内部統制部門であります法務部門と定期的な情報・意見の交換を行うとともに、監査室及び会計監査人からは随時監査結果の報告を受けるなど緊密な連携をとっております。

会計監査の状況

当社は、三優監査法人と監査契約を締結し、公認会計士監査を受けております。

業務を執行した公認会計士は、杉田純、山本公太及び坂水信博であり、監査業務に係わる補助者は、公認会計士4名及びその他3名であります。その他は、公認会計士試験合格者及びシステム監査担当者であります。

役員報酬の基本方針

当社の役員報酬は、優秀な人材の登用・確保及び業績向上へのインセンティブの付与という観点を考慮のうえ、それぞれの職責に応じた報酬体系及び報酬額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

各会社機関相互の抑制と均衡を図りつつコーポレートガバナンスの基本的な考え方を制度として設計した結果、現行のコーポレートガバナンス体制を採用することが合理的かつ経済的であると判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	法定書類の準備スケジュール等に基づき株主総会の開催日を設定しており、特に集中日については意識しておりません。
その他	招集通知及び決議通知については、当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	基本方針 当社は投資家・株主の皆様をはじめ多くのステークホルダー（利害関係者）へ迅速に充実した情報を的確にお知らせすることにより、当社に対する理解を深めていただき、当社の企業価値を適正に評価していただくことを目的としてIR活動を行っております。当社の経営方針、事業戦略や決算に関する情報をわかりやすく、公平かつ正確に提供することを基本方針としております。 情報開示の方法 適時開示規則に該当する情報の開示は、適時開示情報伝達システム（TDnet）において公開し、メディアへの資料配布（プレスリリース）を行います。それに加え、情報開示の「適時性」「公平性」の観点から、TDnetおよびプレスリリースにより公開した情報につきましては当社ウェブサイトでも速やかに公開すると共に、メールアドレスを事前登録いただいた会員様向けにIRに関する新着情報をメール配信で行います。適時開示規則に該当しない情報を開示するにあたっては、適時開示規則の趣旨を踏まえて適切な方法による開示を行います。 業績予想および将来の予測 当社が開示した情報の中に、業績予想など将来の見通しについての記述が含まれている場合があります。これは、その時点で入手可能な情報をもとに当社が計画・予測したものであり、実際の業績などは、様々な経営環境の変動によって、計画と異なる場合があります。そのため、将来の見通しの記述に対し、当社はその実現を確約ならびに保証するものではありません。 IR自粛期間 当社は、決算発表準備期間中に株価に影響を与える情報の漏洩防止を目的として、決算期日（四半期を含む）から決算発表日までを「IR自粛期間」としております。この期間中は、決算に関する質問への回答やコメントを控えていただきます。ただし、当該期間中に将来の見通しが大きく乖離する可能性があるかと判断した場合においては、適時開示規則に従い、情報開示することいたします。 投資判断について 当社ウェブサイト（http://ftcom.co.jp/）に掲載しております事項は、当社をより理解していただくためのものであり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。従いまして、投資に関する決定は、投資家の皆様ご自身の判断で行っていただきますようお願いいたします。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び第2四半期の決算短信発表後速やかに実施しております。説明は、代表取締役が行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、適時開示事項以外の任意開示資料、決算説明会資料、事業報告書などを掲載しております。 当社ホームページ（http://www.ftcom.co.jp/）	
IRに関する部署（担当者）の設置	コーポレート統括本部がIR担当部署となっており、企業内容の適時適切な情報開示に取り組んでおります。	

その他

事前登録いただいた会員様を対象とし、プレスリリースや決算情報など、IRに関する新着情報をメール配信しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	エフティコミュニケーションズグループ経営理念(http://www.ftcom.co.jp/about/vision.html) CommunicationS3「コミュニケーション エス 3乗」 CS : Customer Satisfaction お客様満足の向上 ES : Employee Satisfaction 社員満足の向上 SS : Stockholder Satisfaction 株主様満足の向上
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	適時開示を行った情報は、適時適切に当社ホームページにおいて情報を掲載すると同時にIRメール配信サービスの登録会員へ当該情報を発信しております。 このように株主、投資家ならびに消費者、従業員等へ公平且つ迅速に適切な情報公開ができる環境整備に努めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「取締役会規則」に基づき、取締役会を原則として月1回開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止します。「取締役会規則」においては、重要な業務執行について取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、それらの付議事項について取締役会で決定しております。当社は、監査役会設置会社であり、各監査役は監査役会が定めた監査方針のもと、取締役会への出席並びに経営戦略会議への出席、業務執行状況の調査を通じ、取締役の職務執行の監査を行っております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会、取締役会、経営戦略会議の議事録を法令及び社内規程に従い作成し、適切に保存・管理しております。経営及び業務執行に関わる重要な情報、決定事項、社内通達などは、所管部署で作成し、適切に保存・管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」に基づき、コンプライアンス委員会を中心とする子会社も含めた全社的なリスク管理体制を構築しております。また、取締役会、経営戦略会議及びその他の重要な会議においても、取締役、執行役員及び経営幹部から業務執行に関わる重要な情報の報告が定期的になされております。加えて、内部監査及び「企業倫理ヘルプライン」を利用したリスクの早期発見などの手法を通じて損失の危機の未然防止や危機拡大の防止に努めております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営戦略会議を設置し、取締役会付議事項の事前審議を行うとともに、「職務権限規程」に定められた決定事項の決定を行っております。取締役会における意思決定にあたっては、十分かつ適切な情報が各取締役に提供されております。業績管理に資する財務データについても、迅速かつ的確に取締役に提供しております。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「企業倫理憲章」及び「エフティコミュニケーションズ役職員行動規範」を定め、当社グループ全役職員に周知するとともに、法令及び社会規範並びに社内規程厳守についての教育・啓蒙活動を実施しております。また、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス委員会を中心としたコンプライアンス体制の充実を図っております。加えて、内部監査部門である「監査室」が、各事業所における業務執行が法令・定款及び社内規程に適合しているか否かの監査を実施しております。さらに、当社は、当社グループのすべての役職員に対して、法令、定款その他社内規程に違反する行為が行われ、または行われようとしている場合には、「企業倫理ヘルプライン」への通報をするよう周知徹底を図っております。なお、当社は、当該通報を行った者に対して不利益な取扱を一切行わないこととしています。

(6) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、連結決算対象子会社に対し、取締役または監査役を派遣し、当社による子会社業務の適性を監視する体制を整えております。また、各子会社からは、業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告させることにより、各子会社の業務の適正を確保しております。当社の関係会社の管理部署は、「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の所管する部門と連携し、必要に応じて関係会社への指導・支援を行います。加えて、内部監査部門である「監査室」が、各子会社における業務執行が法令・定款及び社内規程に適合しているか否かの監査を実施しております。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役から職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、監査役室を設置します。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役から当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役室所属の使用人に対する日常の指揮命令権は、監査役にあり、取締役からは、指揮命令を受けません。当社は、監査役室を設置した場合は、監査役室の使用人の人事異動、人事評価については、監査役会の事前の同意を得るものとします。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、取締役、従業員及び子会社の役職員が監査役に報告すべき事項及び報告の方法を定めております。監査役は、毎年度末に取締役に、対し業務執行状況に関する確認書の提出を求めています。監査役は、その職務を遂行するために必要と判断するときはいつでも取締役及び使用人に報告を求めることができます。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長、監査室及び会計監査人と定期的な意見交換を行い、効果的な監査業務の遂行を図るものとします。監査役会は、監査の実施に当たり独自の意見形成を行うため、必要に応じて、会社の費用で法律・会計の専門家を活用することができるものとします。また、会社法に基づく前払い等の請求がある場合には、当該監査役の職務執行に必要でないと認められる場合を除き、当社は支払うものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、取引先も含めて一切の関係をもたず、反社会的勢力からの不当な要求等に対しては、外部専門機関等と連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応いたします。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【株式会社 エフティコミュニケーションズ コーポレート・ガバナンス模式図】

